

知って
おきたい

市県民税・所得税

「税金は、難しくて面倒だ」と考えがちです。しかし、知らないと思いがけないときに慌ててしまいます。私たちにかわりの深い基本的な「税の仕組み」についてお知らせします。

市県民税の仕組み

私たちのまちづくりのための資金となる地方税は、多くの市民で分担することが望ましいものです。一般には、市民税と県民税を合わせて市県民税（住民税）と呼ばれています。

◆市県民税の種類

市県民税は、私たち市民が県や市に納めるものですが、ここでいう市民には、個人だけでなく法人も含まれます。

1. 均等割

市内に住所のある個人、市内に事務所・事業所のある法人、あるいは市内に事業所はないが寮などがある法人にも課税されます。

2. 所得割

市内に住所のある個人、又は市内に事業所などがある法人に課税されます。

◆個人市県民税の申告と納税

1. 事業所得者など

市県民税の申告は、2月16日（月）から3月16日（月）まで行います。申告に基づいて計算された市民税と県民税の合計額を、通常6・8・10月・翌年1月の4回に分けて納付します。（普通徴収）

2. 給与所得者（サラリーマンなど）

自分が申告する代わりに、勤務先が給与支払報告書を市長に提出し、市ではこれを基に市県民税を計算して、会社に通知します。この通知を受けた勤務先は、毎月（6月～翌年5月）、給与から差し引いて納付することになっています。（特別徴収）

市県民税は前年の所得を基に計算されますので、退職した翌年も課税されます。

3. 年金からの特別徴収

平成21年度から、公的年金にかかる住民税のうち、一定の要件を満たす方については、年金からの特別徴収（天引き）になります。

◆個人市県民税所得割の所得控除と税額控除

市県民税の所得控除は、種類は所得税とほぼ同じですが、控除額が低く設定されています。

税額控除もほぼ同様の内容です。

※平成21年度から、寄付金に対する控除が、所得控除から税額控除に変わります。

問合せ：本所税務課（内線112）

所得税（国税）の仕組み

所得税は、個人の1年間のすべての所得から、所得控除を差し引いた残りの課税所得に、税率を適用して課税される税金です。

◆所得の種類

所得は、その性質によって次の10種類に分かれています。

- ①利子所得
- ②配当所得
- ③一時所得
- ④事業所得
- ⑤給与所得
- ⑥退職所得
- ⑦山林所得
- ⑧譲渡所得
- ⑨不動産所得
- ⑩雑所得（年金所得）

◆申告と納税

1. 申告納税制度（事業主など）

納税者が、自ら所得税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税する制度です。（同時に住民税の申告もされたものとなりなす）

2. 源泉徴収制度（サラリーマンなど）

給与の支払者が源泉徴収義務者となり、給与支払いの際に、源泉徴収税額を差し引いて国に納付する制度です。この場合、年末調整が済んでいれば確定申告の必要はありません。ただし、次に該当する人は確定申告をしなければなりません。

- ①給与収入が2,000万円を超える人
- ②給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上からもらっている人

◆所得控除と税額控除

所得税は、納める人に扶養親族が何人いるのか、病気等で多額の医療費を支払ったかなど、個人的な事情を加味して税負担を調整することになっています。

1. 所得控除の種類

- ①扶養控除
- ②医療費控除
- ③寄付金控除
- ④障害者控除
- ⑤雑損控除
- ⑥基礎控除
- ⑦配偶者控除
- ⑧配偶者特別控除
- ⑨社会保険料控除
- ⑩生命保険料控除
- ⑪地震保険料控除
- ⑫寡婦控除・寡夫控除 など

2. 税額控除の種類

- ①配当控除
- ②住宅借入金等特別控除 など

問合せ：水戸税務署 029-231-4211

●確定申告の受付

2月16日（月）から3月16日（月）まで、市役所本所、笠間ショッピングセンターポレポレシティ、市民センターいわま（岩間支所庁舎）で申告を受け付けています。詳しくは、広報かさま1月号や、すでにお配りしている「申告パンフレット」をご覧ください。